

1 計画策定の目的

鳥獣保護管理法^{※1}に基づき、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）について、生息数の増加及び生息域の拡大を抑制し、農林業及び森林生態系等への被害を最小限に抑えることを目的とする。

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

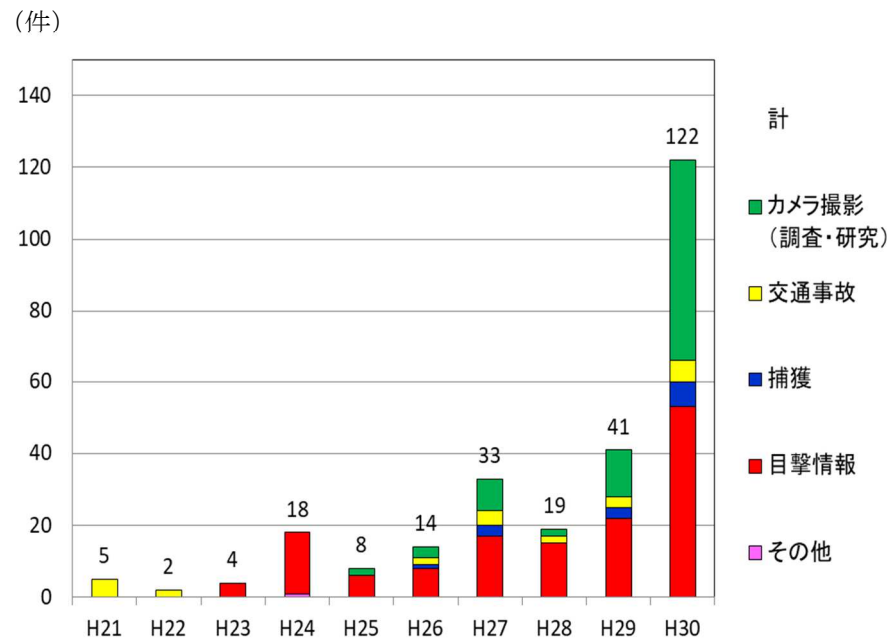
2 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 シカの生息状況

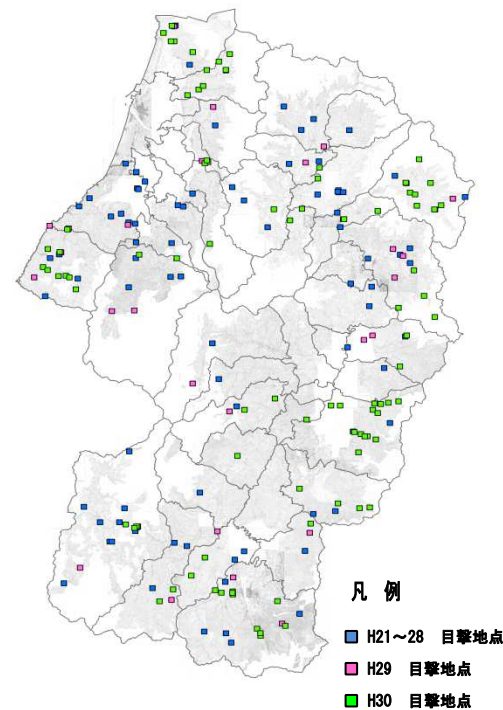
- 本県において、大正中期の記録を最後にシカの生息情報はなく絶滅したものとみられてきたが、平成21年6月に初めて大石田町で交通事故による死亡個体が報告されて以降、目撃件数が徐々に増え、平成30年は122件に増加している。また、これまで他県と隣接する庄内南部、最上東部、北村山、西置賜地域で多く目撃されていたが、庄内北部、東南村山、東置賜でも目撃されるようになってきており、目撃地域がほぼ県内全域に拡大している。
- 目撃個体の構成は、当初はオスの目撃がほとんどであったが、メス及び幼獣の目撃情報が増加傾向にあり、県内での繁殖・定着の可能性が高い状況となっており、今後、生息数が増加し、農林業や森林生態系への深刻な被害を及ぼすことが懸念されている。

シカ目撃件数の推移（H21～30）



（県森林研究研修センター資料）

シカ目撃情報（H21～30）



（県森林研究研修センター資料）

< 参考：鳥獣保護管理法が認める捕獲の種類 >

- 「狩猟」…狩猟期間（11/15～2/15）に限り、狩猟者は許可なく捕獲可能。鳥獣保護区は捕獲禁止。
- 「有害捕獲」…農作物被害等発生の場合に許可を得て市町村等が捕獲。鳥獣保護区でも捕獲可能。
- 「個体数調整」…管理計画に基づく頭数を許可等により県等が捕獲。鳥獣保護区でも捕獲可能。

4 計画の目標と取組み

(1) 基本目標

本県において、シカの生息状況を低密度でかつメスの少ない状態（遅滞相^{※2}の段階）に抑え、生息域の拡大及び生息数の増加の抑制を図ることを基本的な目標とし、モニタリング調査及びそれに基づいた捕獲等の管理に取り組むこととする。

※2 爆発的な生息数増加や分布拡大が発生する「増加相」の前段階として、生息数や分布が限られる時期

(2) 計画の内容

◆具体的な管理の進め方

シカの被害等の
発現段階に応じ
た取組みの推進

- 【段階①】シカの痕跡の確認
- 【段階②】オスの目撃のみ
- 【段階③】メスの目撃増大（定着のおそれ）

- 【段階④】つがい、幼獣、小さな群れの目撃（繁殖のおそれ）
- 【段階⑤】大きな群れの目撃（被害増大）

モニタリングの実施によるシカの生息状況等の把握

- シカの生息状況や生息域等の概況を把握し、適切な対策を実施していくため、長期的なモニタリングを実施（生息状況、捕獲状況、農林等被害状況、植生被害状況）

生息環境管理の普及

- ・ 被害対策アドバイザー等の専門家によるシカの生態や被害対策を普及【段階①】
- ・ 集落周辺のやぶの刈り払い、放棄果実や野菜くず等の除去、緩衝帯の整備等の推進【段階②】

農作物、森林被害対策の実施

- ・ 国立、国定公園等での植生被害のモニタリング及び保全対策（森林生態系被害対策）【段階②】
- ・ 電気柵等の侵入防止柵設置の推進（農作物被害対策）【段階③】
- ・ スギ等の造林地での侵入防止柵、単木防除資材や忌避剤の導入推進（森林被害対策）【段階③】

捕獲対策の実施

- ・ 狩猟による捕獲圧を確保するため、シカの狩猟期間を延長（毎年11/15～翌年2/15 ⇨翌年3/31）
- 【段階②】
- ・ 市町村は継続的な有害捕獲を実施【段階②】
⇨ 最長1年に捕獲許可期間を延長
- ・ 県はシカの生息数が急激に増加する前に、効率的、計画的な個体数調整を実施【段階③】

生活環境被害対策の実施

- ・ シカによる交通事故等が発生しやすい場所での注意喚起等、道路管理者等の事故防止対策を促進【段階④】

◆具体的な管理目標

農林被害の抑制

現状（H30年度）
1メッシュ（5kmメッシュ）

目標（R6年度）
20メッシュ以下

* 現状のシカによる農林業被害メッシュ数を、計画期末に県内総メッシュ数432の5%以内の20メッシュ以下に抑えることを目標とする。

狩猟等による捕獲圧の確保

現状（H30年度）
狩猟免許所持者数 2,763人

目標（R6年度）
狩猟免許所持者数 3,500人

I 山形県ニホンジカ管理計画進捗状況

1 農林被害の抑制

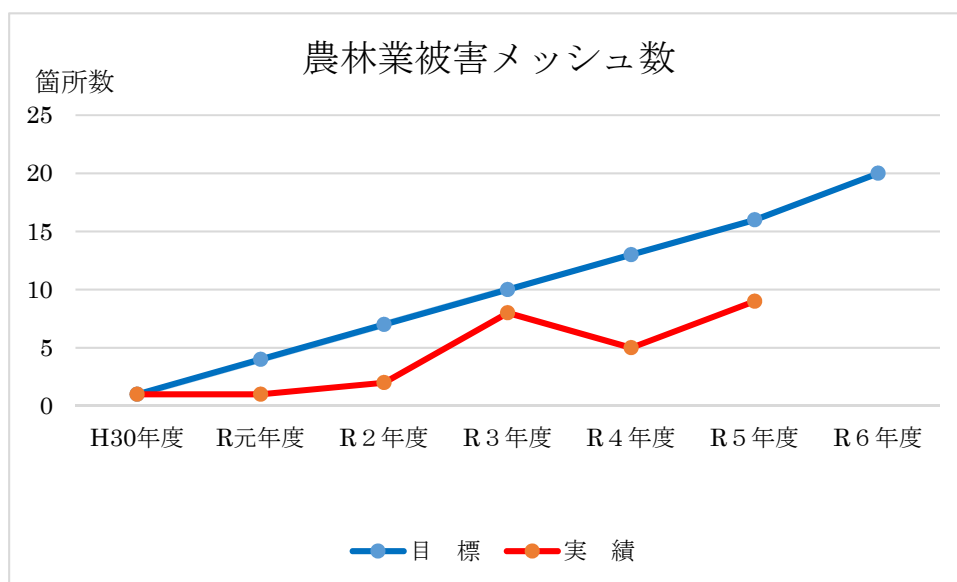
項目：シカによる農林業被害メッシュ数（5 km メッシュ、県内総メッシュ数 432）

（1）目標

平成 30 年度	→	令和 6 年度
1		20 以下

（2）年度ごとの概算目標と実績（単位：メッシュ数）

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
目 標		4	7	10	13	16	20 以下
実 績	1	1	2	8	5	9	



（3）分析及び今後の対応

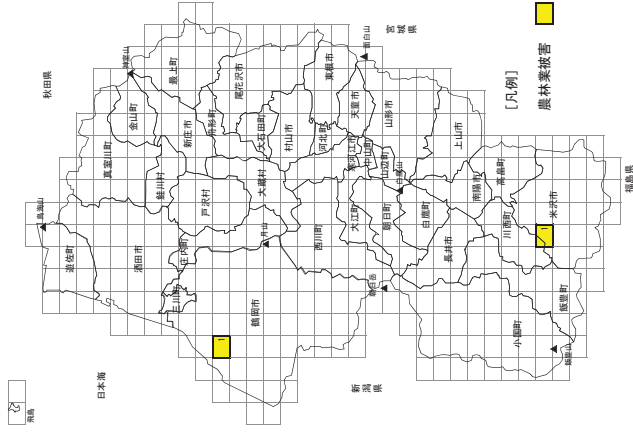
年度目標は達成した。しかし、目標自体及び調査結果には、次のような問題点があり、被害の実情が反映されていない。

- ・メッシュ数が被害の程度を反映しない。
- ・自家用農作物の被害が反映されていない。
- ・カモシカの被害と混同されている可能性がある。
- ・頭数の多い県南東では、サル等の対策が先行していることから農作物被害が大きく減じられている現状にある。

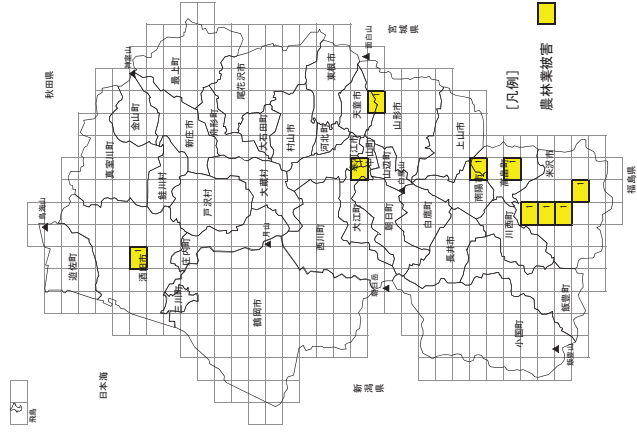
そのため、次期計画目標設定は、

- ・被害金額による目標設定
- ・自家用農作物被害の把握
- ・よりニホンジカに特化した調査方法（市町村アンケート）を検討する。

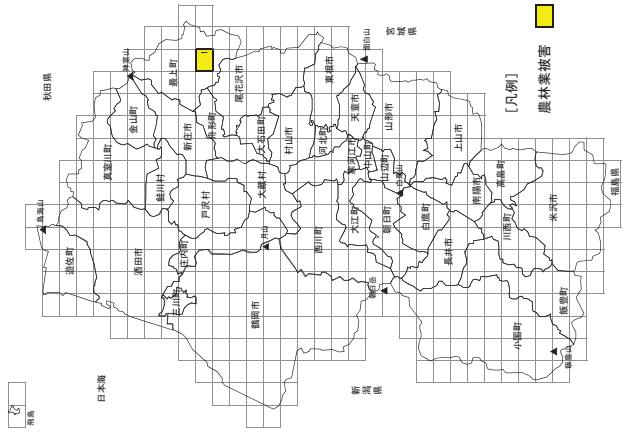
令和2年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



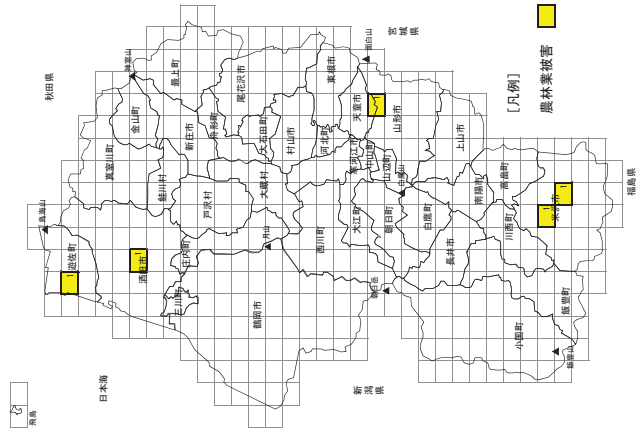
令和5年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



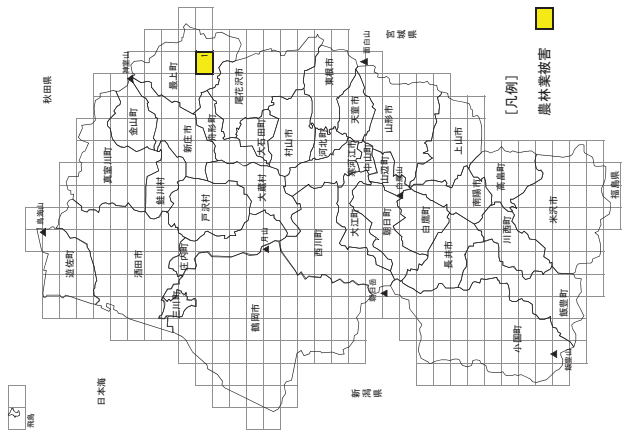
令和元年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



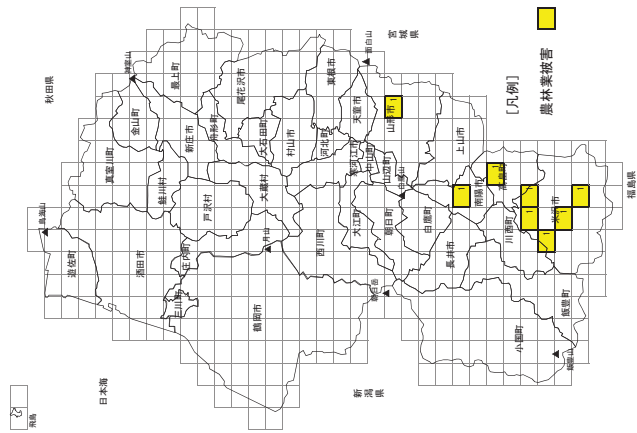
令和4年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



平成30年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



令和3年度二ホンヅカによる農林業被害メッシュ



2 狩猟等による捕獲圧の確保

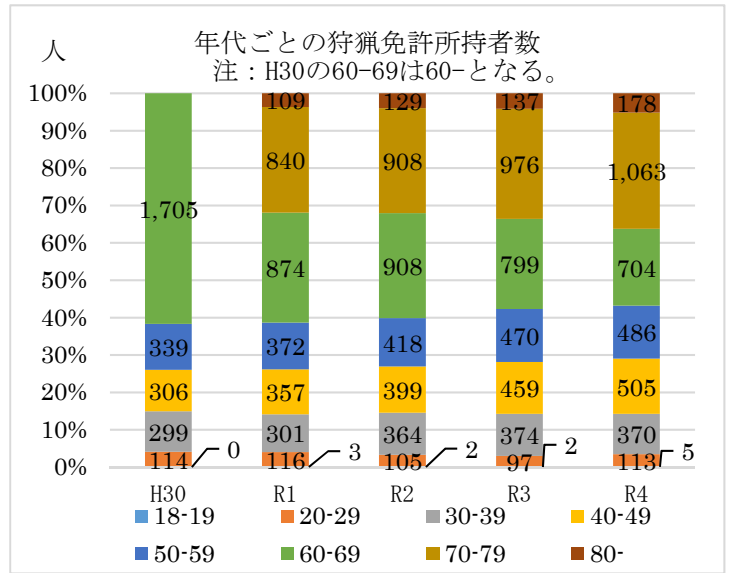
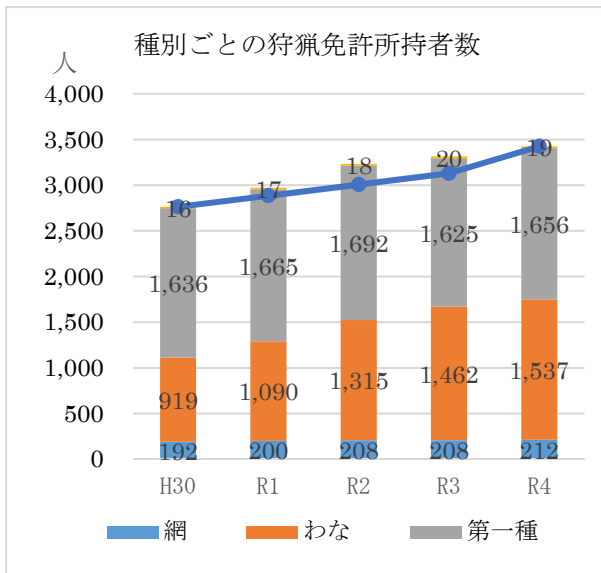
項目：狩猟免許所持者数

(1) 目標

平成 30 年度	→	令和 6 年度
2,763		3,500

(2) 年度ごとの概算目標と実績 (単位：人)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
目 標		2,885	3,007	3,129	3,251	3,373	3,500
実 績	2,763	2,972	3,233	3,315	3,424		



(3) 分析及び今後の対応

年度目標は達成している。現状で70歳以上が3割を超えており、これからの捕獲を担う年代で、「公共事業の受託者」としての自覚を持った捕獲者※としての人材育成も必要である。

※狩猟で培った技術・社会規範を備え、鳥獣保護管理の知識や様々な捕獲手法を研究・拾得する知見や経験を有し、社会的要請に応じ捕獲を行う者

※令和元年度から令和5年度の目標(斜体)は、目安として平成30年度から目標年度までの数値を単純に6年分で案分した概算数値(山形県特定鳥獣保護管理検討委員会で進捗状況を検証する際にのみ参考で使用)。端数は、令和5年度から6年度に入れ込み。

第2期山形県ニホンジカ管理計画策定方針案概要

I 計画策定の目的の見直し

第1期

個体数の増加抑制／生息域の拡大抑制／農林業及び森林生態系への被害抑制

【見直しの論拠】

限られた人手や予算のなかで、実現可能であり、より直接的な効果を期待できるよう資源投入の配分の再検討が必要（令和5年度山形県特定鳥獣保護管理検討委員会専門部会における議論）

第2期

個体数の管理ではなく、被害の抑制に軸足を置く。

II 管理の目標の再設定

第1期

- (1) 農林被害メッシュ数を総メッシュ数の5%以内に抑える。
- (2) 狩猟免許所持者数を2,763人→3,500人に増やす。

【再設定の論拠】

- ・メッシュ数が被害の程度を反映しない、自家用農作物の被害が反映されていない、カモシカの被害と混同されている可能性がある等の現状がある。それを踏まえ、よりニホンジカに焦点を当てている、地域住民の感情を反映した、市町村アンケートの結果を使用する。
- ・管理の目標と施策の目標を分けて設定する。

第2期

○管理の目標

- (1) 被害面積として農林被害面積の増加を○割にとどめる。
 - ・農業被害 R2：0.09ha、R3：0.61ha、R4：0.40ha、R5：0.58ha
野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領に基づく調査（農林水産省）
 - ・林業被害 なし
森林被害統計資料調査要領に基づく調査（林野庁）
- (2) 市町村アンケートによる農林業被害程度を「軽微」のままに留める。
 - ・現在「自家用農作物」「出荷用農作物」「林業被害」を対象に、それぞれ「軽微」「大きい」「深刻」の選択肢でアンケートを取り、被害の6市町村で程度のほとんどが「軽微」（出荷用農作物で1市町村のみ「大きい」）

○施策の目標

- (1) 防護柵の総延長○km以上の設置を目指す。

(2) ニホンジカを含めた被害対策の普及啓発を集落単位〇箇所以上で実施する。

Ⅲ くくりわな使用のための体制整備

第1期

錯誤捕獲の発生を防止する目的で、冬期の銃器による捕獲を優先して実施することとしている（狩猟を除く）。くくりわなによる捕獲は、モニタリングによる調査データ等により、地域単位で「メスの目撃が増大」する段階と判断される場合に可能である。地域単位は、東南村山、西村山、北村山、最上、東置賜、西置賜、庄内。

【体制整備の論拠】

- ・ くくりわな制限撤廃が進んでいくのを想定し撤廃の要件の明確化
- ・ 錯誤捕獲があった場合の安全な放獣体制整備及び錯誤捕獲防止対策が必要

第2期

制限撤廃は、放獣体制を整備し実施する。併せて、カメラトラップなどにより定量的な評価を行い、それぞれの地域の一つ以上の市町村でシカが他の獣種（クマ、カモシカ）よりも密度が高まった場合に判断するものとする。錯誤捕獲防止及び放獣について例えば、次のように体制を整える。

（放獣体制整備）

- ・ 麻酔銃による放獣体制として、錯誤捕獲発生から対応までの流れを整備する。
- ・ 捕獲に携わる者を対象に、安全な放獣方法の普及啓発を直接、定期的に行う。

（錯誤捕獲防止）

- ・ 罾設置後に周辺にクマ、カモシカが確認された場合は、移動及び撤去
- ・ 餌を使って誘引する場合は、クマを誘引しない餌を使用
- ・ 首くくりわなのような錯誤捕獲されにくいくくりわなの研究及び使用

Ⅳ 「特定計画の評価と改善」の項目追加

現計画の評価として追加

Ⅴ 「捕獲者育成」追加

第1期

狩猟者^{*1}増加のための支援

【追加の論拠】

- ・ 個人もしくは団体が有する持続的な捕獲のノウハウに依拠し、行政による事業設計、事業監理が不十分
- ・ 被害の抑制として捕獲を実施する場合、高度な計画立案、統率された捕獲作業が必要。

第2期

公共事業である有害捕獲や個体数調整を担う「捕獲者」^{※2}を育成する方針を記載

※1 技術・社会規範を備え、趣味として任意に捕獲を行う者

※2 狩猟で培った技術・社会規範を備え、鳥獣保護管理の知識や様々な捕獲手法を研究・拾得する知見や経験を有し、社会的要請に応じて捕獲を行う者

VI 「感染症対策の普及啓発」追加

【追加の論拠】

- ・イノシシの捕獲と同時に行う場合がある。
- ・感染症の顕在化

第2期

- ・豚熱のウィルス拡散リスクの認識の普及啓発
- ・マダニ対策の普及啓発等

VII 各主体の果たす役割の明確化

第1期

被害等の発現段階の視点からの図による役割分担

【明確化の論拠】

計画的な管理のために実施すべき役割は多岐にわたるため計画の全体的な視点からの整理が必要

第2期

各主体が果たす役割について「県」「市町村」「狩猟者・捕獲者」「農林業者」「地域住民」に項目分けし、それぞれの役割を明確にし、計画の推進を図る。

VIII ガイドラインに沿った項目立てに整理

第2期山形県ニホンジカ管理計画策定スケジュール

	時期		内容
	4月		・改定内容洗い出し（課内）
	5月		・森林ノミクス推進課、農村計画課、関係総合支庁意見照会
	6月		・特定鳥獣保護管理検討委員会有識者ヒアリング
	7月	上旬	・特定鳥獣保護管理検討委員会①（策定方針案）
	8月	下旬	・環境審議会自然環境部会答申①（策定方針案）
	9月	上旬	・市町村へ意見照会（2週間）
	10月	中旬	・特定鳥獣保護管理検討委員会②（素案）
	11月	上旬 下旬	・環境審議会自然環境部会答申②（素案） ・パブコメ予告
	12月	上旬 中旬	・パブコメプレスリリース ・パブコメ（1カ月） ・知事報告 ・議会への意見聴取（1ヶ月） ・環境大臣協議（1カ月） ・隣県・市町村協議（1カ月） ・県関係部局意見照会（2週間）
R 7	1月	下旬	・パブコメ結果公表
	2月	上旬 中旬	・特定鳥獣保護管理検討委員会③（案） ・環境審議会自然環境部会答申③（案） ・知事・副知事報告（紙入れ） ・2月定例会（現年度）厚生環境常任委員会冒頭報告
	3月		・計画策定（公表）

※必要に応じて特定鳥獣保護管理検討委員会の部会を開催